Ver.27.07

別　冊

南魚沼市建設工事成績評定方法

（建築・設備工事編）

平成２７年　７月

南魚沼市　総務部　財政課

Ver.27.07

目　　次
（建築・設備工事編）

工事成績評定の区分及び方法（建築・設備工事編）・・・・・・・・Ｐ．１
建設工事成績評定表（建築・設備工事編）・・・・・・・・・・・・Ｐ．２
細目別評定採点表（建築・設備工事編）・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

考査項目	細別	監督員	担当係長等	検査員
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	Ｐ．４		
	Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）	Ｐ．５		
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	Ｐ．６		
	Ⅰ．施工管理（中間）[（完成）を（中間）に読替て使用]			Ｐ．３６
	Ⅰ．施工管理（完成）			Ｐ．３６
	Ⅱ．工程管理	Ｐ．７	Ｐ．２６	
	Ⅲ．安全対策	Ｐ．８	Ｐ．２７	
	Ⅳ．対外関係	Ｐ．９		
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形			
	①建築工事	Ｐ．１０		
	②建築電気設備工事・建築機械設備工事	Ｐ．１１		
	③解体工事	Ｐ．１２		
	④電気通信設備工事	Ｐ．１３		
	⑤施設機械設備工事	Ｐ．１４		
	Ⅰ．出来形（中間）[（完成）を（中間）に読替て使用]			P.37～P.43
	Ⅰ．出来形（完成）			
	①建築工事			Ｐ．３７
	②建築電気設備工事・建築機械設備工事			Ｐ．３８
	③解体工事			Ｐ．３９
	④電気通信設備工事			Ｐ．４０
	⑤施設機械設備工事			Ｐ．４２
	Ⅱ．品質			
	①建築工事	Ｐ．１５		
	②建築電気設備工事	Ｐ．１６		
	③建築機械設備工事	Ｐ．１７		
	④解体工事	Ｐ．１８		
	⑤電気通信設備工事	Ｐ．１９		
	⑥施設機械設備工事	Ｐ．２１		
	Ⅱ．品質（中間）[（完成）を（中間）に読替て使用]			P.44～P.51
	Ⅱ．品質（完成）			
	①建築工事			Ｐ．４４
	②建築電気設備工事			Ｐ．４５
	③建築機械設備工事			Ｐ．４６
	④解体工事			Ｐ．４７
	⑤電気通信設備工事			Ｐ．４８
	⑥施設機械設備工事			Ｐ．５０
	Ⅲ．出来ばえ			
	①建築工事			
	②建築電気設備工事			
	③建築機械設備工事			
	④解体工事			
	⑤電気通信設備工事			
	⑥施設機械設備工事			
	Ⅲ．出来ばえ（中間）[（完成）を（中間）に読替て使用]			P.52～P.57
	Ⅲ．出来ばえ（完成）			

	①建築工事			Ｐ．５２
	②建築電気設備工事			Ｐ．５３
	③建築機械設備工事			Ｐ．５４
	④解体工事			Ｐ．５５
	⑤電気通信設備工事			Ｐ．５６
	⑥施設機械設備工事			Ｐ．５７
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		Ｐ．２８	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	Ｐ．２３		
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		Ｐ．３３	
７．法令遵守等			Ｐ．３４	

記入方法及び留意事項・・・・・建築・設備工事編には、ありません
「施工プロセス」のチェックリスト（建築・設備工事編）・・・Ｐ.５８
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況・・・・・・・Ｐ.６２

工事成績評定の区分及び方法

（建築・設備工事編）

南魚沼市建設工事成績評定規程第４条第１項に規定する成績評定の方法は下記によるものとする。

記

１．成績評定は、「建設工事成績評定表」に基づき算定された評定点を､次のとおり区分するものとする。

評定の区分			
ランク	評定点	区分の基準	
A	80点以上		他の模範となる優秀な工事
B	75点以上80点未満	標準的工事	Ａランクではないが、標準的工事の中で優秀なもの
C	65点以上75点未満		標準的な工事
D	60点以上65点未満		Ｅランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満		今後指名等に影響を及ぼす恐れのある工事

２．細目別評定採点の算出は、「細目別評定採点表」による。

３．評定は、主任監督員は別紙－１、総括監督員・工事を総括する技術職員は別紙－２、検査員は別紙－３により行うものとする。
また、別紙－５「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。

４．「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関する実施状況は別紙－６による。

建 設 工 事 成 績 評 定 表（建築・設備工事編）

工事番号		工 事 名		工事主管課	
受注者名		工　　期	平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日	契約金額（最終）	
竣工年月日	平成　　年　　月　　日	検査年月日	平成　　年　　月　　日		

考　査　項　目		主任監督員					総括監督員・工事を総括する技術職員							検査員（中間）							検査員（完成）						
項　目	細　別	a	b	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般																										
	Ⅱ.配置技術者																										
2.施工状況	Ⅰ.施工管理																										
	Ⅱ.工程管理																										
	Ⅲ.安全対策																										
	Ⅳ.対外関係																										
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形																										
	Ⅱ.品質																										
	Ⅲ.出来ばえ																										
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応(※2)（20～0）																										
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫(※3)（7～0）																										
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等(※4)																										
加減点合計（1+2+3+4+5+6）						点							点							点							点
評定点（６５±加減点合計）(※1)					①	点					②		点					③		点					④		点

評定点計(※5)　＿＿＿＿点　（①　　点×0.4+②　　点×0.2+③　　点×0.4×＿＿＿＿ +④　　点×0.4×＿＿＿＿）＝　　点

7.法令遵守等(※6)		点	
評定点合計(※7)	**点**　（評定点計　　点－7.法令遵守等　　点＝　　点）		

所　　見(※8)	主任監督員	
	総括監督員等	
	検　査　員	

※1. ６５点＋加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）とする。各評定点(①～④)は少数第１位まで記入する。
※2. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、「主任監督員」からの報告を受けて「総括監督員・工事を総括する技術職員」が評価するものとする。
※3. 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益あった場合に評価する項目である。
※4. 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※5. 中間検査があった場合：配点比率が50%：50%の場合の例（① ○○点×0.4+② ○○点×0.2+③ ○○点×0.4×50%+④ ○○点×0.4×50%）＝ ○○点
※6. 法令遵守等は減点評価のみとし、「総括監督員・工事を総括する技術職員」が行う。
※7. 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※8. 所見欄には、評定結果の概要を記載する。**また、各考査項目の評価が「ｄ」或いは「ｅ」の場合は必ず記載するものとする。**
※9. 各考査項目ごとの採点は、工事成績採点の考査項目別運用表（建築・設備工事編）によるものとする。

細 目 別 評 定 採 点 表（建築・設備工事編）

工事番号	
工 事 名	

配点比率　中間［　　］%　完成［　　］%

（中間検査を行った時は、中間検査の配点比率を入力）

項　　目	細　　別	主任監督員	総括監督員・工事を総括する技術職員	検査員	細目別評定点
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	［　　］×0.4＋2.9=　点			3.3点
	Ⅱ.配置技術者	［　　］×0.4＋2.9=　点			4.1点
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	［　　］×0.4＋2.9=　点		中間［　　］×0.4×［　　］＋ 完成［　　］×0.4×［　　］＋6.5=　点	13点
	Ⅱ.工程管理	［　　］×0.4＋2.9=　点	［　　］×0.2＋3.2=　点		8.1点
	Ⅲ.安全対策	［　　］×0.4＋2.9=　点	［　　］×0.2＋3.3=　点		8.8点
	Ⅳ.対外関係	［　　］×0.4＋2.9=　点			3.7点
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	［　　］×0.4＋2.8=　点		中間［　　］×0.4×［　　］＋ 完成［　　］×0.4×［　　］＋6.5=　点	14.9点
	Ⅱ.品質	［　　］×0.4＋2.9=　点		中間［　　］×0.4×［　　］＋ 完成［　　］×0.4×［　　］＋6.5=　点	17.4点
	Ⅲ.出来ばえ			中間［　　］×0.4×［　　］＋ 完成［　　］×0.4×［　　］＋6.5=　点	8.5点
4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応		［　　］×0.2＋3.3=　点		7.3点
5.創意工夫（加点のみ）	Ⅰ.創意工夫	［　　］×0.4＋2.9=　点			5.7点
6.社会性等（加点のみ）	Ⅰ.地域への貢献等		［　　］×0.2＋3.2=　点		5.2点
7.法令遵守等（減点のみ）			［　　］×1.0=　点		
評定点合計					100点

別紙－１（1）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 施工体制が優れている	□ 施工体制が良好である	□ 施工体制が適切である	□ 施工体制がやや不適切である	□ 施工体制が不適切である
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	1.作業の分担の範囲が、下請業者を含め書面に明確に記載されている。		□ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□ □	2.品質管理体制が、書面に適切に記載されている。			
		□ □	3.安全管理体制が、書面に適切に記載されている。			
		□ □	4.現場の施工体制（品質管理・安全管理を含む）が、書面と一致している。			
		□ □	5.工事規模に応じた人員・機械配置がなされ施工している。			
		□ □	6.建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払い簿等により適切に把握されている。		上記に該当すれば・・・**d**	上記に該当すれば・・・**e**
		□ □	7.元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。			
		□ □	8.現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。			
		□ □	9.［施工プロセス］チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。			
		□ □	１０.その他（理由：			

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**d**

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙－１ (2)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 配置技術者として優れている	□ 配置技術者として良好である	□ 配置技術者として適切である	□ 配置技術者としてやや不適切である	□ 配置技術者として不適切である
１．施工体制	Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	１．現場代理人として、工事全体の把握ができている。		□ 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□ □	２．現場代理人として、監督員への報告・協議等を書面で行っている。			
		□ □	３．契約書・設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。			
		□ □	４．約款第１８条（条件変更等）第１項（以下、「約款第１８条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。			
		□ □	５．書類及び資料が適切に整理されている。			
		□ □	６．作業環境・気象・地質条件等の把握及び対応に努めている。		上記に該当すれば・・・d	上記に該当すれば・・・e
		□ □	７．工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。			
		□ □	８．作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。			
		□ □	９．主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。			
		□ □	１０．施工体制・施工状況を把握し、下請け・部下等をよく指導している。			
		□ □	１１．施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。			
		□ □	１２．「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。			
		□ □	１３．その他（理由：			
			評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上～９０％未満・・・b 評価値が６０％以上～８０％未満・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・d **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**			
			※１．建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。 ※２．作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第６条による。			

別紙－１ (3)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 施工管理が優れている	□ 施工管理が良好である	□ 施工管理が適切である	□ 施工管理がやや不適切である	□ 施工管理が不適切である
２．施工状況	**Ⅰ．施工管理**	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ / □	１.約款第１８条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。		□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□ / □	２.施工計画書が工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。			
		□ / □	３.施工計画書が設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。			
		□ / □	４.施工計画書に出来形・品質確保のための記載がある。			
		□ / □	５.施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。			
		□ / □	６.施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく調整が十分に図られている。			
		□ / □	７.工事打合せ簿等の工事記録の整備が適時に行われている。		上記に該当すれば・・・**d**	上記に該当すれば・・・**e**
		□ / □	８.施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。			
		□ / □	９.一工程の施工の検査・確認の報告が適時に行われている。			
		□ / □	１０.現場内での整理整頓が日常的に行われている。			
		□ / □	１１.使用する建築材料（以下、「材料」という。）・設備機材（以下、「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。			
		□ / □	１２.社内検査が計画的に行われている。			
		□ / □	１３.独自のチェックリスト等の管理基準により管理されている。			
		□ / □	１４.低騒音・低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。			
		□ / □	１５.建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが適切に行われている。			
		□ / □	１６.「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。			
		□ / □	１７.その他（理由:			
			評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a** 評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b** 評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c** 評価値が６０%未満・・・・・・・・・**d** **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**			

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 工程管理が優れている	□ 工程管理が良好である	□ 工程管理が適切である	□ 工程管理がやや不適切である	□ 工程管理が不適切である
2.施工状況	**Ⅱ.工程管理**	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	1.実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。		□ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□ □	2.現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。			
		□ □	3.工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。			
		□ □	4.現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。			
		□ □	5.工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。			
		□ □	6.請負者の責による夜間や休日の作業がない。		上記に該当すれば・・・**d**	上記に該当すれば・・・**e**
		□ □	7.休日・代休の確保を行っている。			
		□ □	8.近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。			
		□ □	9.「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。			
		□ □	10.その他（理由：			
			評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×100 評価値が90%以上・・・・・・・・・・**a** 評価値が80%以上～90%未満・・・**b** 評価値が60%以上～80%未満・・・**c** 評価値が60%未満・・・・・・・・・**d** **※対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。**			

別紙－１ (5)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 安全対策が優れている	□ 安全対策が良好である	□ 安全対策が適切である	□ 安全対策がやや不適切である	□ 安全対策が不適切である
２．施工状況	**Ⅲ．安全対策**	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	１.災害防止（工事安全）協議会等を設置し、１回/月以上活動し、記録が整備されている。		□ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□ □	２.店社パトロールを１回/月以上実施し、記録が整備されている。			
		□ □	３.各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示をしている。			
		□ □	４.安全教育・訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。			
		□ □	５.安全巡視・ＴＢＭ・ＫＹ等を実施し、記録を整備している。			
		□ □	６.新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。			
		□ □	７.現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。		上記に該当すれば・・・**d**	上記に該当すれば・・・**e**
		□ □	８.重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。			
		□ □	９.山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。			
		□ □	１０.仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。			
		□ □	１１.使用機械・工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。			
		□ □	１２.工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。			
		□ □	１３.過積載防止に十分に取り組んでいる。			
		□ □	１４.「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。			
		□ □	１５.その他（理由:			
		□	**安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合・・・ｃ**			
			評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a** 評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b** 評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c** 評価値が６０%未満・・・・・・・・・**d** **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**			

別紙－１ (6)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 対外関係が優れている	□ 対外関係が良好である	□ 対外関係が適切である	□ 対外関係がやや不適切である	□ 対外関係が不適切である
２．施工状況	**Ⅳ．対外関係**	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	1.工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。		□ 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□ □	2.工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。			
		□ □	3.引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。			
		□ □	4.工事の目的及び内容を工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。			
		□ □	5.近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。 または、苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。			
		□ □	6.現場のイメージアップに取り組んでいる。		上記に該当すれば・・・**d**	上記に該当すれば・・・**e**
		□ □	7.「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 または、指示事項に対する改善が速やかに実施されている。			
		□ □	8.その他（理由：			
			評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a** 評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b** 評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c** 評価値が６０%未満・・・・・・・・・**d** **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**			

別紙－１（7）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 出来形が優れている	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形①建築工事	対象 / 評価	「評価対象項目」 1．承諾図等が設計図書を満足している。 2．施工図等が設計図書を満足している。 3．現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 4．施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき管理している。 5．出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 6．出来形の管理方法を工夫している。 7．解体又は撤去の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき処分が適切である。 8．不可視部分となる出来形が、工事写真・施工記録により確認できる。 9．その他（理由： 評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a 評価値が８０%以上～９０%未満・・・b 評価値が６０%以上～８０%未満・・・c 評価値が６０%未満・・・・・・・・・d **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。		□ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記に該当すれば・・・e

別紙－１ (8)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 出来形が優れている	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形②建築電気設備工事・建築機械設備工事	対象 □ / 評価 □ 「評価対象項目」 1．承諾図等が設計図書を満足している。 2．施工図等が設計図書を満足している。 3．現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 4．施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき管理している。 5．出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 6．出来形の管理方法を工夫している。 7．解体又は撤去の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき処分が適切である。 8．不可視部分となる出来形が、工事写真・施工記録により確認できる。 9．その他（理由： 評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／該当項目数（　　）×１００ 評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a 評価値が８０%以上～９０%未満・・・b 評価値が６０%以上～８０%未満・・・c 評価値が６０%未満・・・・・・・・・d **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。			□ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記に該当すれば・・・e

別紙－１ (9)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 出来形が優れている	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形及び③解体工事	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	１．自社の管理基準を設定して、適切に管理している。		□ 処分量や残存物の確認等が不適切であったため、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		□ □	２．自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。			
		□ □	３．解体物の材種毎に処理方法が確認できる。			
		□ □	４．不可視部分における工作物の撤去状況及び残存工作物の状況を写真撮影している。			
		□ □	５．解体物の材種毎に排出量・再資源化量・その他処分量が的確に確認できる。			
		□ □	６．混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取り組んでいる。		上記に該当すれば・・・d	上記に該当すれば・・・e
		□ □	７．マニフェストの整備が適時・的確になされている。			
		□ □	８．現場から搬出する解体物を搬出時に計量している。			
		□ □	９．埋戻しが適切に行われている。			
		□ □	１０．その他（理由：			
			評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／該当項目数（　　）×１００ 評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a 評価値が８０%以上～９０%未満・・・b 評価値が６０%以上～８０%未満・・・c 評価値が６０%未満・・・・・・・・・d **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。**			

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 出来形が優れている	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形及び④電気通信設備工事	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	１．据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫している。		□ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		□ □	２．機器等の測定（試験）結果が、その都度管理表などに記録され、適切に管理している。			
		□ □	３．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。			
		□ □	４．不可視部分の出来形を写真撮影している。		上記に該当あれば・・・d	上記に該当あれば・・・e
		□ □	５．設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。			
		□ □	６．設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が管理基準値内である。			
		□ □	７．設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。			
		□ □	８．配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。			
		□ □	９．測定機器の検定を定期的に実施し、証明が整理されている。			
		□ □	１０．行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。			
		□ □	１１．配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。			
		□ □	１２．社内の管理基準に基づき管理している。			
		□ □	１３．その他（理由：			

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・b

評価値が６０％以上～８０％未満・・・c

評価値が６０％未満・・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－１（11）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 出来形が優れている	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形⑤施設機械設備工事	対象 □ / 評価 □	「評価対象項目」 １．据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫している。 ２．設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が管理基準値内である。 ３．設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ４．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ５．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ６．不可視部分の出来形を写真撮影している。 ７．社内の管理基準に基づき管理している。 ８．設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ９．分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している １０．その他（理由： 評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上～９０％未満・・・b 評価値が６０％以上～８０％未満・・・c 評価値が６０％未満・・・・・・・・・d **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。	□ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当あれば・・・d	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記に該当あれば・・・e

別紙－１（12）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 品質が優れている	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質①建築工事	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	１．材料・製品の品質が製作図等により確認でき設計図書を満足している。		□ 品質に管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		□ □	２．品質確認記録の内容が適切である。			
		□ □	３．施工の各段階における完了時の品質が適切である。			
		□ □	４．躯体工事における施工の品質が良好である。		上記に該当すれば・・・d	上記に該当すれば・・・e
		□ □	５．内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。			
		□ □	６．不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録等が整備されている。			
		□ □	７．その他（理由：			

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・b

評価値が６０％以上～８０％未満・・・c

評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－１（13）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 品質が優れている	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	**Ⅱ．品質②建築電気設備工事**	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ / □	１．機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。		□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		□ / □	２．施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。			
		□ / □	３．品質確認記録の内容が適切である。			
		□ / □	４．システムの性能及び機能に関する試運転・確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。		上記に該当すれば・・・**d**	上記に該当すれば・・・**e**
		□ / □	５．機材及び施工の品質が良好である。			
		□ / □	６．不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録等が整備されている。			
		□ / □	７．その他（理由：			

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**d**

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－１（14）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 品質が優れている	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質③建築機械設備工事	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	１．機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。		□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		□ □	２．施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。			
		□ □	３．品質確認記録の内容が適切である。			
		□ □	４．システムの性能及び機能に関する試運転・確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。		上記に該当すれば・・・d	上記に該当すれば・・・e
		□ □	５．機材及び施工の品質が良好である。			
		□ □	６．不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録等が整備されている。			
		□ □	７．その他（理由：			
			評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a 評価値が８０%以上～９０%未満・・・b 評価値が６０%以上～８０%未満・・・c 評価値が６０%未満・・・・・・・・・d **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１．目的物の品質の水準を評価すること。 ※２．品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、 工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。			

別紙－１（15）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 品質が優れている	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質④解体工事	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	１．施工計画書に定められた計画により管理されている。		□ 処分量や残存物の確認等が不適切であったため、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		□ □	２．付着物の除去を積極的に行っている。			
		□ □	３．解体資材の再資源化、またはリユースや有価物化に積極的に取り組んでいる。			□ 特定建設資材の再資源化が不備である。
		□ □	４．中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。		上記に該当すれば・・・d	
		□ □	５．埋設物の撤去状況及び記録が適切である。			１項目でも該当すれば・・・e
		□ □	６．工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。			
		□ □	７．事前に解体物の材料について、アスベスト等の含有の有無の確認を行っている。			
		□ □	８．アスベスト含有建材の撤去にあたり、必要な安全措置等を行っている。			
		□ □	９．騒音・振動・粉じん防止等に措置が適切に行われていることが確認できる。			
		□ □	１０．特別管理廃棄物の現場保管が適切に行われている。			
		□ □	１１．埋戻し材の品質が適切である。			
		□ □	１２．その他（理由：			

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・b

評価値が６０％以上～８０％未満・・・c

評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙－１（16）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 品質が優れている	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質⑤電気通信設備工事	対象 評価 「評価対象項目」 □ □ １．製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している □ □ ２．材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足している。 □ □ ３．機器の品質、機能及び性能が、設計図書等を満足し、成績書にまとめている。 □ □ ４．盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 □ □ ５．操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 □ □ ６．ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。 □ □ ７．設備の機能及び性能が設計図書等の仕様を満足している。 □ □ ８．操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ □ ９．設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足している。 □ □ １０．現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している □ □ １１．設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 □ □ １２．完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 □ □ １３．設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 □ □ １４．その他（理由：		□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記に該当すれば・・・e

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・b

評価値が６０%以上～８０%未満・・・c

評価値が６０%未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

				※１.目的物の品質の水準を評価すること。 ※２.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、 工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。		

別紙－１（17）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 品質が優れている	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質⑥施設機械設備工事	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	１．材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書等の仕様を満足し、証書が整備さている。		□ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
		□ □	２．設備の機能及び性能を、設計図書等のとおり確保している。			
		□ □	３．設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。			
		□ □	４．機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられている。		上記に該当すれば・・・**d**	上記に該当すれば・・・**e**
		□ □	５．溶接管理基準の品質管理項目について管理(判定)基準値を満足している。			
		□ □	６．塗装管理基準の品質管理項目について管理(判定)基準値を満足している。			
		□ □	７．操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。			
		□ □	８．操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。			
		□ □	９．小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。			
		□ □	１０．設備の取扱説明書を工夫している。			
		□ □	１１．完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。			
		□ □	１２．機器の配置が点検しやすいよう工夫している。			
		□ □	１３．設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。			
		□ □	１４．二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。			
		□ □	１５．バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。			
		□ □	１６．計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。			
		□ □	１７．回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。			
		□ □	１８．構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。			
		□ □	１９．現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。			
		□ □	２０．その他（理由：			

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・**b**

評価値が６０%以上～８０%未満・・・**c**

評価値が６０%未満・・・・・・・・・**d**

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１.目的物の品質の水準を評価すること。

※２.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－１（18）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細別	評価対象項目
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	■ 準備･後片付け関係 □ 測量・位置出しにおける工夫 □ 現地調査方法の工夫 □ その他（理由 ：
		詳細評価内容：
		■ 施工関係 □ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み □ 土工事、地業工事、鉄骨建方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 建築材料・機材等の運搬、搬入等を含む施工方法の工夫 □ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 暖冷房衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫 □ 照明、視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫　□ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他（理由:
		詳細評価内容：

■ 品質関係

☐ 集計ソフト等の活用と工夫

☐ 躯体工事の品質管理の工夫

☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫

☐ 施工の検査・試験に関する工夫

☐ 品質記録方法の工夫

☐ その他（理由:

詳細評価内容：

■ 安全衛生関係

☐ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)

☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫

☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫

☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫

☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫

☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫

☐ 作業時における作業環境改善等の工夫

☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫

☐ その他（理由:

詳細評価内容：

■ 施工管理関係

☐ 出来形の管理等に関する工夫

☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫

☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫

☐ ＣＡＤ・施工管理ソフト等の活用　　☐ ＣＡＬＳを活用した施工管理の工夫

☐ その他（理由:

詳細評価内容：

■ その他

［新技術活用］※新技術に関する下記３項目での加点は最大４点とする。

☐ NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。（２点）

☐ 活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が１２０点以上の場合。（２点）

☐ NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が１２０点以上の場合（４点）

［その他］

☐ その他（理由:

☐ その他（理由:

☐ その他（理由:

詳細評価内容：

評点計		点（最大７点）

※１.評価は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用する。

※２.特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※３.該当する数と重みを勘案して評価する。１項目１点を目安とするが項目により２、４点で評価し、最大７点の加点評価とする。

※４.上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的の内容を記載して加点する。
なお、総括監督員・工事を総括する技術職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※５.入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※６.レマークを付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－２（1）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」：評価する項目の□にレマークを記入する。

（総括監督員・工事を総括する技術職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 工程管理が優れている	□ 工程管理が良好である	□ 工程管理が適切である	□ 工程管理がやや不適切である	□ 工程管理が不適切である

２．施工状況

Ⅱ．工程管理

評価	「評価対象項目」
□	１．現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。
□	２．隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
□	３．近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。
□	４．配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
□	５．その他（理由 ：

詳細評価内容：

※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、**a**、**b**、**c**、**d**、**e**評価を行う。

評価選択

□ 工程管理が優れている（**a**）

□ 工程管理が良好である（**b**）

□ 工程管理が適切である（**c**）

□ 工程管理がやや不適切である（**d**）

□ 工程管理が不適切である（**e**）

※１．総括監督員・工事を総括する技術職員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※２．評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※３．レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－２ (2)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」：該当する項目の□に**レ**マークを記入する。

（総括監督員・工事を総括する技術職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 安全対策が優れている	□ 安全対策が良好である	□ 安全対策が適切である	□ 安全対策がやや不適切である	□ 安全対策が不適切である

考査項目	細別	評価	「評価対象項目」
２．施工状況	**Ⅲ．安全対策**	□	１．建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
		□	２．安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
		□	３．安全衛生管理活動が、適切に実施されている。
		□	４．安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
		□	５．安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。
		□	６．その他（理由 ：

詳細評価内容：

※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、**a**、**b**、**c**、**d**、**e**評価を行う。

評価選択

□ 安全対策が優れている（**a**）

□ 安全対策が良好である（**b**）

□ 安全対策が適切である（**c**）

□ 安全対策がやや不適切である（**d**）

□ 安全対策が不適切である（**e**）

※１．総括監督員・工事を総括する技術職員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※２．評価に当たっては評価対象項目の**レ**点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※３．**レ**点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－２ (3)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」：該当する項目の□に**レ**マークを記入する。　（総括監督員・工事を総括する技術職員）

考査項目	細別	評価対象項目
４．工事特性	**Ⅰ．施工条件等への対応**	■ 建物規模への対応 ※下記の対応事項に１つ以上**レ**点が付けば２点の加点とする。 □ 延べ面積10,000m2以上の建物 □ 地上９階以上又は建物高さ３１ｍ以上の建物 □ 大空間のホール等を有する建物 □ その他（理由 ：
		詳細評価内容： 評点＝［　　］点
		■ 建物固有の機能の難しさへの対応 ※下記の対応事項に１つ以上**レ**点が付けば２点の加点とする。 □ 対象建物の耐震レベル □ 建物機能の特殊性 □ その他（理由 ： ［評価技術事例］ ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びＡ類に属する工事 ・電気又は冷暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設・美術館等、特殊機能・設備が有る建物 詳細評価内容： 評点＝［　　］点

■ 建物固有の施工技術の難しさへの対応

※下記の対応事項に１つ以上**レ**点が付けば２点の加点とする。

☐ 建築材料・設備機材・工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】

☐ 設計条件として、工法・材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性

☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合

☐ その他（理由 ：

［評価技術事例］

・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事

・特殊な工法及び材料等を採用した工事

・特殊な設備システムを採用した工事

・免震装置を設ける工事

・大規模な山留め工法が必要な工事

・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設・切り回しを行う工事

・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事

詳細評価内容：

評点＝ ☐ 点

■ 厳しい自然・地盤条件への対応

※下記の対応事項に１つ以上**レ**点が付けば２点の加点とする。

☐ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）

☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響

☐ 雨・雪・風・気温等の影響

☐ その他（理由 ：

［評価技術事例］

・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事

・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事

・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事

詳細評価内容：

評点＝ ［　　］ 点

■ 厳しい周辺環境、社会条件への対応

※下記の対応事項に１つ以上**レ**点が付けば２点の加点とする。

☐ 地中埋設物等の作業障害

☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物

☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮

☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮

☐ その他（理由 ：

［評価技術事例］

・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有害・可燃性ガス等の対策が必要な工事

・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事

・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事

・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事

・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事

詳細評価内容：

評点＝ ☐ 点

■ 施工現場での対応

※下記の対応事項に１つ以上**レ**点が付けば４点の加点とし、最大１０点とする。

【長期工事における安全確保の対応】

☐ １２ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（但し、全面一時中止期間は除く）

【災害等での臨機の措置】

☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事

【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】

☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事

☐ 工程上他工事の制約を受け、機械・人員の増強を行った工事

☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事

☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事

☐ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事

☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事

☐ 特殊な室などで、工種が輻湊し困難な調整を要する工事

☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事

☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事

☐ その他（理由 ：

詳細評価内容：

評点＝ [　　] 点

評点計 [　　] 点（最大２０点）

※１.評価は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用する。

※２.工事特性は、最大２０点の加点評価とする。なお、１項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合はそれ以上の点数を与えても良い。

※３.主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※４.評価に当たっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

※５.レマークを付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－２（4）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。　　（総括監督員・工事を総括する技術職員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c
		□ 地域への貢献が優れている	□ 地域への貢献がやや優れている	□ 地域への貢献が良好である	□ 地域への貢献がやや良好である	□ 他の評価に該当しない

６．社会性等　**Ⅰ．地域への貢献等**

評価	「評価対象項目」
□	１．災害時等に地域への救援活動等に協力した。
□	２．周辺地域の環境保全・生物保護等について、具体的な対策をした。
□	３．現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。
□	４．広報活動や現場見学会を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。
□	５．地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
□	６．その他（理由 ：

詳細評価内容：

上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、**a**、**a´**、**b**、**b´**、**c**評価を行う。

評価選択

□ 地域への貢献が優れている。（**a**）

□ 地域への貢献がやや優れている。（**a´**）

□ 地域への貢献が良好である（**b**）

□ 地域への貢献がやや良好である（**b´**）

□ 他の評価に該当しない（**c**）

※１．総括監督員・工事を総括する技術職員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※２．評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※３．レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

※４．地域への貢献等とは、工事の施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

（評価は請負者から提出された実施状況に関する書類を活用する）

別紙－２ (5)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：該当する項目の□に**レ**マークを記入する。

（総括監督員・工事を総括する技術職員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
７．法令遵守等	

措　　置　　内　　容	点　数
□ １.指名停止３か月以上	－２０点
□ ２.指名停止２か月以上３か月未満	－１５点
□ ３.指名停止１か月以上２か月未満	－１３点
□ ４.指名停止２週間以上１か月未満	－１０点
□ ５.文書注意	－８点
□ ６.口頭注意	－５点
□ ７.工事関係者事故または公衆災害が発生したがヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない）	－３点
□ ８.総合評価落札方式において、受注者に責により提案を満足する施工が行われない場合等	－　点

□ 該当項目なし

①本考査項目は（７.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表１～７の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名・工期・施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意・口頭注意等）は、主任又は総括監督員・工事を総括する技術職員の評価対象項目である**安全対策において減点**する。

⑤竣工検査後に処分が出た場合は、速やかに評定を修正する。（南魚沼市建設工事成績評定規程　第７条による）

⑥総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表８により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。

4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。 例）一括下請負、技術者の専任違反等
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入・作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。
16. 低入コスト調査で虚偽に報告があった。
17. 請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
18. その他 理由：

別紙－３（1）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 施工管理が優れている	□ 施工管理が良好である	□ 施工管理が適切である	□ 施工管理がやや不適切である	□ 施工管理が不適切である
２．施工状況	**Ⅰ．施工管理（中間）**	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	１．約款第１８条に基づく設計図書の照査結果を適切に処理していることが確認できる。		□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。
		□ □	２．施工計画書が設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。			
		□ □	３．施工計画書に出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。			
		□ □	４．施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。			
		□ □	５．工事記録の整備が適切に行われていることが確認できる。			
		□ □	６．使用する材料・機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。		上記に該当すれば・・・**d**	上記に該当すれば・・・**e**
		□ □	７．一工程の施工の確認の報告が適切に行われていることが確認できる。			
		□ □	８．建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが適切に行われていることが確認できる。			
		□ □	９．社内検査が計画的に行われ、出来形・品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。			
		□ □	１０．独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。			
		□ □	１１．工事の関係書類及び資料の整理がよい。			
		□ □	１２．その他（理由：			

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０％以上～９０％未満・・・**b**

評価値が６０％以上～８０％未満・・・**c**

評価値が６０％未満・・・・・・・・・・**d**

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙－３ (2)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 出来形が特に優れている	□ 出来形が優れている	□ 出来形が特に良好である	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である

対象	評価	「評価対象項目」	
		３．出来形及び出来ばえ　Ⅰ．出来形（中間）　①建築工事	
□	□	１．承諾図等が設計図書を満足していることが確認できる。	□ 出来形が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
□	□	２．施工図等が設計図書を満足していることが確認できる。	
□	□	３．施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	
□	□	４．出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
□	□	５．出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。	
□	□	６．現場における出来形が設計図書を満足し適切な施工であることが確認できる。	
□	□	７．現場における出来形が良好で施工の精度が高い。	□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
□	□	８．不可視部分となる出来形が工事写真・施工記録により確認できる。	
□	□	９．解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。	
□	□	１０．その他（理由:	上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が５０%以上～６０%未満・・・c

評価値が５０%未満・・・・・・・・・d

※対象目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－３ (3)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 出来形が特に優れている	□ 出来形が優れている	□ 出来形が特に良好である	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形（中間）	□	□	１．承諾図等が設計図書を満足していることが確認できる。	□ 出来形が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．施工図等が設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	３．施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	
		□	□	４．出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。	
		□	□	６．現場における出来形が設計図書を満足し適切な施工であることが確認できる。	
		□	□	７．現場における出来形が良好で施工の精度が高い。	□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．不可視部分となる出来形が工事写真・施工記録により確認できる。	
	②建築電気設備工事・建築機械設備工事	□	□	９．解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。	
		□	□	１０．その他（理由：	上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が５０%以上～６０%未満・・・c

評価値が５０%未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－３（4）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 出来形が特に優れている	□ 出来形が優れている	□ 出来形が特に良好である	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形（中間） ③解体工事	□	□	１．自社の管理基準を設定して、適切に管理している。	□ 文書による修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。	
		□	□	３．解体物の材種毎に処理方法が確認できる。	□ マニフェスト等に不備があった。
		□	□	４．不可視部分における工作物の撤去及び残存工作物の状況を写真撮影している。	
		□	□	５．解体物の材種毎に排出量・再資源化量・その他処分量が的確に確認できる。	上記１項目でも該当すれば・・・e
		□	□	６．混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取り組んでいる。	
		□	□	７．現場から搬出する解体物を搬出時に計量し、記録が整備されている。	
		□	□	８．埋戻しが適切に行われていることが確認できる記録が整備されている。	□ 監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	９．その他（理由：	
					上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙－３ (5)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 出来形が特に優れている	□ 出来形が優れている	□ 出来形が特に良好である	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形（中間） ④電気通信設備工事	□	□	１．据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。	□ 出来形が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．機器等の測定（試験）結果が、その都度管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。	
		□	□	３．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。	
		□	□	４．不可視部分の出来形が写真で確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	
		□	□	６．設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が規格値内であることが確認できる。	
		□	□	７．設備の据付、固定方法が、承諾図書のとおり施工していることが確認できる。	□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。	
		□	□	９．行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。	
		□	□	１０．配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	１１．社内の管理基準に基づき管理している。	
		□	□	１２．設備の外観・構造が承諾図書のとおり施工していることが確認できる。	
		□	□	１３．盤内機器の取り付け及び配線が整然と堅固に施工され仕上りが良好である。	
		□	□	１４．その他（理由：	上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

※対象目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

				※１.出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。	

別紙－３ (6)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 出来形が特に優れている	□ 出来形が優れている	□ 出来形が特に良好である	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形（中間）⑤施設機械設備工事	□	□	１．製作に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。	□ 出来形が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。	
		□	□	３．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。	
		□	□	４．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．不可視部分の出来形が写真で確認できる。	
		□	□	６．社内の管理基準に基づき管理している。	
		□	□	７．設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。	□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。	
		□	□	９．設備の据付及び固定方法が承諾図書通り施工されていることが確認できる。	
		□	□	１０．出来形管理に使用する計測器具の点検等が行われ整理されていることが確認できる。	
		□	□	１１．その他（理由：	上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

※対象目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－３（7）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（中間） ①建築工事	□	□	１．材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	□ 品質が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
		□	□	３．材料の品質確認記録の内容が適切であることが確認できる。	
		□	□	４．品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	６．建具・ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	７．躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき良好であることが確認できる。	□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．内外仕上げ工事おける施工の品質が、施工記録等により確認でき良好であることが確認できる。	
		□	□	９．その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき良好であることが確認できる。	
		□	□	１０．不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	１１．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	
		□	□	１２．その他（理由：	

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－３ (8)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（中間） ②建築 電気設備工事	□	□	１．機材の品質が承認図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	□ 品質が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
		□	□	３．機材の品質確認記録の内容が適切であることが確認できる。	
		□	□	４．品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	６．施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。	
		□	□	７．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。	□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
		□	□	９．不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。	
		□	□	１０．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	１１．運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。	
		□	□	１２．その他（理由：	

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が５０%以上～６０%未満・・・c

評価値が５０%未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－３（9）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（中間） ③建築機械設備工事	□	□	１．機材の品質が承認図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	□ 品質が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
		□	□	３．機材の品質確認記録の内容が適切であることが確認できる。	
		□	□	４．品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	６．施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。	
		□	□	７．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。	□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
		□	□	９．不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。	
		□	□	１０．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	１１．運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。	
		□	□	１２．その他（理由：	

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が５０%以上～６０%未満・・・c

評価値が５０%未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－３（10）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（中間）④解体工事	□	□	１．施工計画書に定められた計画により管理されてことが確認できる。	□ 分別等が不適切であったため、修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．付着物の除去を積極的に行っている。	
		□	□	３．解体資材の再資源化、またはリユースや有価物化に積極的に取り組んでいる。	
		□	□	４．中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。	□ 特定建設資材の再資源化に不備がある。
		□	□	５．埋設物の撤去状況及び記録が適切である。	
		□	□	６．工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。	上記１項目でも該当すれば・・・e
		□	□	７．事前に解体物の材料にアスベスト等の含有の有無の確認を行った記録が整備されている。	
		□	□	８．アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等が行われたことが確認できる記録が整備されている。	
		□	□	９．騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。	□ 分別等が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	１０．特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われたことが確認できる。	
		□	□	１１．埋め戻し材の品質が確認できる帳票が整備されている。	
		□	□	１２．現場の目視可能な範囲に破片等が見受けられない。	
		□	□	１３．その他（理由：	上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙－３（11）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（中間）	□	□	１．製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。
		□	□	２．材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	３．機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	４．盤内機器の取付及び配線の仕上りが良好である。	
		□	□	５．操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。	
		□	□	６．ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
	⑤電気通信設備工事	□	□	７．設備の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	８．操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。	
		□	□	９．設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	１０．現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。	
		□	□	１１．設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。	
		□	□	１２．完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。	
		□	□	１３．設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	１４．設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定めれれた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる。	
		□	□	１５．その他（理由：	

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

				※１.目的物の品質の水準を評価すること。 ※２.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、 工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。	

別紙－３（12）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（中間） ⑥施設機械設備工事	□	□	１．材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。
		□	□	２．設備の機能及び性能が、設計図書等のとおり確保され、品質の確認ができる。	
		□	□	３．設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。	
		□	□	４．機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	６．塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	７．操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。	
		□	□	９．設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。	
		□	□	１０．完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	１１．機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	１２．設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	１３．二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。	
		□	□	１４．バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。	
		□	□	１５．計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。	
		□	□	１６．回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。	
		□	□	１７．構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
		□	□	１８．現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
		□	□	１９．設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定めれれた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる	
		□	□	２０．その他（理由：	

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

				評価値が５０%以上～６０%未満・・・c 評価値が５０%未満・・・・・・・・・d **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１.目的物の品質の水準を評価すること。 ※２.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、 工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。	

別紙－３（13）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 全体的な完成度が優れている	□ 全体的な完成度が良好である	□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ（中間） ①建築工事	□	□	１．きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。	□ 出来ばえが劣っている
		□	□	２．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	３．使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	４．仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。	
		□	□	５．色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。	
		□	□	６．材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。	
		□	□	７．保全に配慮した施工がなされている。	
		□	□	８．その他（理由：	

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・・b

評価値が８０%未満・・・・・・・・・・c

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．全体的な仕上がり状態・機能を評価する。

※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態・形状・配置及び関連工事との調和・目的物としての機能などについて、観測・計測等により技術的な評価を行う。

別紙－３（14）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 全体的な完成度が優れている	□ 全体的な完成度が良好である	□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	**Ⅲ．出来ばえ（中間）**	□	□	１．きめ細かな施工がなされている。	□ 出来ばえが劣っている
		□	□	２．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	３．機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	上記に該当すれば・・・**d**
		□	□	４．環境負荷低減への対策が優れている。	
		□	□	５．運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
		□	□	６．その他（理由：	

②建築電気設備工事

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０％以上～９０％未満・・・・**b**

評価値が８０％未満・・・・・・・・・・・**c**

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．全体的な仕上がり状態・機能を評価する。

※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態・形状・配置及び関連工事との調和・目的物としての機能などについて、観測・計測等により技術的な評価を行う。

別紙－３（15）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 全体的な完成度が優れている	□ 全体的な完成度が良好である	□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	**Ⅲ．出来ばえ（中間）**	□	□	１．きめ細かな施工がなされている。	□ 出来ばえが劣っている
		□	□	２．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	３．機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	上記に該当すれば・・・**d**
		□	□	４．環境負荷低減への対策が優れている。	
		□	□	５．運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
		□	□	６．その他（理由：	
	③建築機械設備工事			評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・**a** 評価値が８０％以上～９０％未満・・・・**b** 評価値が８０％未満・・・・・・・・・・**c** **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１．全体的な仕上がり状態・機能を評価する。 ※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態・形状・配置及び関連工事との調和・目的物としての機能などについて、観測・計測等により技術的な評価を行う。	

別紙－３（16）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	□ 他の事項に該当しない	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ（中間） ④解体工事	□	□	１．（工事記録から）近隣住民との調整や環境への配慮が十分なされている。
		□	□	２．（工事記録から）分別解体が手順良く的確に行われている。
		□	□	３．（工事記録から）解体物の積載方法や搬出時間・時期が適切である。
		□	□	４．周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。
		□	□	５．解体後の整地や現地保全が行き届いている。

※評価４項目以上・・・・・・a
評価３項目以上・・・・・・b
評価２項目以上・・・・・・c
評価１項目以下・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙－３（17）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 全体的な完成度が優れている	□ 全体的な完成度が良好である	□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ（中間）	□	□	１．きめ細かな施工がなされている。	□ 出来ばえが劣っている
		□	□	２．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	３．機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	上記に該当すれば・・・**d**
		□	□	４．環境負荷低減への対策が優れている。	
		□	□	５．運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
		□	□	６．その他（理由：	
	⑤電気通信設備工事			評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・**a** 評価値が８０％以上～９０％未満・・・・**b** 評価値が８０％未満・・・・・・・・・・**c** **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１．全体的な仕上がり状態・機能を評価する。 ※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態・形状・配置及び関連工事との調和・目的物としての機能などについて、観測・計測等により技術的な評価を行う。	

別紙－３（18）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 全体的な完成度が優れている	□ 全体的な完成度が良好である	□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ（中間）	□	□	１．きめ細かな施工がなされている。	□ 出来ばえが劣っている
		□	□	２．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	３．機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	４．環境負荷低減への対策が優れている。	
		□	□	５．運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
		□	□	６．その他（理由：	
	⑥施設機械設備工事			評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・a 評価値が８０％以上～９０％未満・・・・b 評価値が８０％未満・・・・・・・・・・c **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１．全体的な仕上がり状態・機能を評価する。 ※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態・形状・配置及び関連工事との調和・目的物としての機能などについて、観測・計測等により技術的な評価を行う。	

別紙－３（1）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		□ 施工管理が優れている	□ 施工管理が良好である	□ 施工管理が適切である	□ 施工管理がやや不適切である	□ 施工管理が不適切である
２．施工状況	Ⅰ．施工管理（完成）	対象 / 評価	「評価対象項目」			
		□ □	１．約款第１８条に基づく設計図書の照査結果を適切に処理していることが確認できる。		□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。
		□ □	２．施工計画書が設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。			
		□ □	３．施工計画書に出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。			
		□ □	４．施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。			
		□ □	５．工事記録の整備が適切に行われていることが確認できる。			
		□ □	６．使用する材料・機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。		上記に該当すれば・・・d	上記に該当すれば・・・e
		□ □	７．一工程の施工の確認の報告が適切に行われていることが確認できる。			
		□ □	８．建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが適切に行われていることが確認できる。			
		□ □	９．社内検査が計画的に行われ、出来形・品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。			
		□ □	１０．独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。			
		□ □	１１．工事の関係書類及び資料の整理がよい。			
		□ □	１２．その他（理由：			

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・b

評価値が６０％以上～８０％未満・・・c

評価値が６０％未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙－３ (2)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 出来形が特に優れている	□ 出来形が優れている	□ 出来形が特に良好である	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である

対象	評価	「評価対象項目」	
		３．出来形及び出来ばえ　Ⅰ．出来形（完成）　①建築工事	
□	□	１．承諾図等が設計図書を満足していることが確認できる。	□ 出来形が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
□	□	２．施工図等が設計図書を満足していることが確認できる。	
□	□	３．施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	
□	□	４．出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
□	□	５．出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。	
□	□	６．現場における出来形が設計図書を満足し適切な施工であることが確認できる。	
□	□	７．現場における出来形が良好で施工の精度が高い。	□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
□	□	８．不可視部分となる出来形が工事写真・施工記録により確認できる。	
□	□	９．解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。	
□	□	１０．その他（理由：	上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が５０%以上～６０%未満・・・c

評価値が５０%未満・・・・・・・・・d

※対象目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－３ (3)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 出来形が特に優れている	□ 出来形が優れている	□ 出来形が特に良好である	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である

対象	評価	「評価対象項目」	
		３．出来形及び出来ばえ　Ⅰ．出来形（完成）　②建築電気設備工事・建築機械設備工事	
□	□	１．承諾図等が設計図書を満足していることが確認できる。	□ 出来形が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
□	□	２．施工図等が設計図書を満足していることが確認できる。	
□	□	３．施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	
□	□	４．出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
□	□	５．出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。	
□	□	６．現場における出来形が設計図書を満足し適切な施工であることが確認できる。	
□	□	７．現場における出来形が良好で施工の精度が高い。	□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
□	□	８．不可視部分となる出来形が工事写真・施工記録により確認できる。	
□	□	９．解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。	
□	□	１０．その他（理由：	上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が５０%以上～６０%未満・・・c

評価値が５０%未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－３（4）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 出来形が特に優れている	□ 出来形が優れている	□ 出来形が特に良好である	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である

対象	評価	「評価対象項目」	
		３．出来形及び出来ばえ　Ⅰ．出来形（完成）　③解体工事	
□	□	１．自社の管理基準を設定して、適切に管理している。	□ 文書による修補指示を検査員が行った。
□	□	２．自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。	
□	□	３．解体物の材種毎に処理方法が確認できる。	□ マニフェスト等に不備があった。
□	□	４．不可視部分における工作物の撤去及び残存工作物の状況を写真撮影している。	
□	□	５．解体物の材種毎に排出量・再資源化量・その他処分量が的確に確認できる。	上記１項目でも該当すれば・・・**e**
□	□	６．混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取り組んでいる。	
□	□	７．現場から搬出する解体物を搬出時に計量し、記録が整備されている。	
□	□	８．埋戻しが適切に行われていることが確認できる記録が整備されている。	□ 監督員が文書で指示を行い改善された。
□	□	９．その他（理由：	上記に該当すれば・・・**d**

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０％以上～９０％未満・・・**a´**

評価値が７０％以上～８０％未満・・・**b**

評価値が６０％以上～７０％未満・・・**b´**

評価値が５０％以上～６０％未満・・・**c**

評価値が５０％未満・・・・・・・・・**d**

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙－３ (5)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 出来形が特に優れている	□ 出来形が優れている	□ 出来形が特に良好である	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形（完成） ④電気通信設備工事	□	□	１．据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。	□ 出来形が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．機器等の測定（試験）結果が、その都度管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。	
		□	□	３．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。	
		□	□	４．不可視部分の出来形が写真で確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	
		□	□	６．設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が規格値内であることが確認できる。	
		□	□	７．設備の据付、固定方法が、承諾図書のとおり施工していることが確認できる。	□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。	
		□	□	９．行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。	
		□	□	１０．配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	１１．社内の管理基準に基づき管理している。	
		□	□	１２．設備の外観・構造が承諾図書のとおり施工していることが確認できる。	
		□	□	１３．盤内機器の取り付け及び配線が整然と堅固に施工され仕上りが良好である。	
		□	□	１４．その他（理由：	上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

※対象目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

				※１.出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。	

別紙－３ (6)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 出来形が特に優れている	□ 出来形が優れている	□ 出来形が特に良好である	□ 出来形が良好である	□ 出来形が適切である	□ 出来形がやや不適切である	□ 出来形が不適切である

		対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形（完成）⑤施設機械設備工事	□	□	１．製作に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。	□ 出来形が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。	
		□	□	３．施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。	
		□	□	４．設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．不可視部分の出来形が写真で確認できる。	
		□	□	６．社内の管理基準に基づき管理している。	
		□	□	７．設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。	□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。	
		□	□	９．設備の据付及び固定方法が承諾図書通り施工されていることが確認できる。	
		□	□	１０．出来形管理に使用する計測器具の点検等が行われ整理されていることが確認できる。	
		□	□	１１．その他（理由：	上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

※対象目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙－３（7）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（完成） ①建築工事	□	□	１．材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	□ 品質が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
		□	□	３．材料の品質確認記録の内容が適切であることが確認できる。	
		□	□	４．品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	６．建具・ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	７．躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき良好であることが確認できる。	□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．内外仕上げ工事おける施工の品質が、施工記録等により確認でき良好であることが確認できる。	
		□	□	９．その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき良好であることが確認できる。	
		□	□	１０．不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	１１．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	
		□	□	１２．その他（理由：	

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が５０%以上～６０%未満・・・c

評価値が５０%未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－３ (8)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（完成） ②建築電気設備工事	□	□	１．機材の品質が承認図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	□ 品質が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
		□	□	３．機材の品質確認記録の内容が適切であることが確認できる。	
		□	□	４．品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	６．施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。	
		□	□	７．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。	□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
		□	□	９．不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。	
		□	□	１０．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	１１．運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。	
		□	□	１２．その他（理由：	

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が５０%以上～６０%未満・・・c

評価値が５０%未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－３（9）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（完成） ③建築機械設備工事	□	□	１．機材の品質が承認図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	□ 品質が不適切であったため、約款第28条に基づく修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
		□	□	３．機材の品質確認記録の内容が適切であることが確認できる。	
		□	□	４．品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	６．施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。	
		□	□	７．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。	□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
		□	□	９．不可視部分となる品質が、工事写真・施工記録により確認できる。	
		□	□	１０．中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	１１．運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。	
		□	□	１２．その他（理由：	

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０%以上～９０%未満・・・a´

評価値が７０%以上～８０%未満・・・b

評価値が６０%以上～７０%未満・・・b´

評価値が５０%以上～６０%未満・・・c

評価値が５０%未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、
工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別紙－３（10）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（完成） ④解体工事	□	□	１．施工計画書に定められた計画により管理されてことが確認できる。	□ 分別等が不適切であったため、修補指示を検査員が行った。
		□	□	２．付着物の除去を積極的に行っている。	
		□	□	３．解体資材の再資源化、またはリユースや有価物化に積極的に取り組んでいる。	
		□	□	４．中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。	□ 特定建設資材の再資源化に不備がある。
		□	□	５．埋設物の撤去状況及び記録が適切である。	
		□	□	６．工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。	上記１項目でも該当すれば・・・e
		□	□	７．事前に解体物の材料にアスベスト等の含有の有無の確認を行った記録が整備されている。	
		□	□	８．アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等が行われたことが確認できる記録が整備されている。	
		□	□	９．騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。	□ 分別等が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	１０．特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われたことが確認できる。	
		□	□	１１．埋め戻し材の品質が確認できる帳票が整備されている。	
		□	□	１２．現場の目視可能な範囲に破片等が見受けられない。	
		□	□	１３．その他（理由：	上記に該当すれば・・・d

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙－３（11）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（完成） ⑤電気通信設備工事	□	□	１．製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。
		□	□	２．材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	３．機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	４．盤内機器の取付及び配線の仕上りが良好である。	
		□	□	５．操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。	
		□	□	６．ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	７．設備の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	８．操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。	
		□	□	９．設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	１０．現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。	
		□	□	１１．設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。	
		□	□	１２．完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。	
		□	□	１３．設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	１４．設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定めれれた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる。	
		□	□	１５．その他（理由：	

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

評価値が５０％以上～６０％未満・・・c

評価値が５０％未満・・・・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

				※１.目的物の品質の水準を評価すること。 ※２.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、 工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。	

別紙－３（12）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	a´	b	b´	c	d	e
		□ 品質が特に優れている	□ 品質が優れている	□ 品質が特に良好である	□ 品質が良好である	□ 品質が適切である	□ 品質がやや不適切である	□ 品質が不適切である

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（完成） ⑥施設機械設備工事	□	□	１．材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補(手直し)指示を行った。
		□	□	２．設備の機能及び性能が、設計図書等のとおり確保され、品質の確認ができる。	
		□	□	３．設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。	
		□	□	４．機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。	上記に該当すれば・・・e
		□	□	５．溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	６．塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	７．操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
		□	□	８．小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。	
		□	□	９．設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。	
		□	□	１０．完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	１１．機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	１２．設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	１３．二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。	
		□	□	１４．バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。	
		□	□	１５．計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。	
		□	□	１６．回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。	
		□	□	１７．構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
		□	□	１８．現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
		□	□	１９．設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定めれれた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる	
		□	□	２０．その他（理由：	

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・a´

評価値が７０％以上～８０％未満・・・b

評価値が６０％以上～７０％未満・・・b´

				評価値が５０%以上～６０%未満・・・c 評価値が５０%未満・・・・・・・・・d **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１.目的物の品質の水準を評価すること。 ※２.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、 工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。	

別紙－３（13）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 全体的な完成度が優れている	□ 全体的な完成度が良好である	□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ（完成） ①建築工事	□	□	１．きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。	□ 出来ばえが劣っている
		□	□	２．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	３．使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	４．仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。	
		□	□	５．色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。	
		□	□	６．材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。	
		□	□	７．保全に配慮した施工がなされている。	
		□	□	８．その他（理由：	

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・a

評価値が８０％以上～９０％未満・・・・b

評価値が８０％未満・・・・・・・・・・c

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．全体的な仕上がり状態・機能を評価する。

※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態・形状・配置及び関連工事との調和・目的物としての機能などについて、観測・計測等により技術的な評価を行う。

別紙－３（14）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 全体的な完成度が優れている	□ 全体的な完成度が良好である	□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ（完成）	□	□	１．きめ細かな施工がなされている。	□ 出来ばえが劣っている
		□	□	２．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	３．機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	４．環境負荷低減への対策が優れている。	
		□	□	５．運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
		□	□	６．その他（理由：	
	②建築電気設備工事			評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０%以上・・・・・・・・・・・a 評価値が８０%以上～９０%未満・・・・b 評価値が８０%未満・・・・・・・・・・c **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１．全体的な仕上がり状態・機能を評価する。 ※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態・形状・配置及び関連工事との調和・目的物としての機能などについて、観測・計測等により技術的な評価を行う。	

別紙－３（15）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 全体的な完成度が優れている	□ 全体的な完成度が良好である	□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている

３．出来形及び出来ばえ

Ⅲ．出来ばえ（完成）

③建築機械設備工事

対象	評価	「評価対象項目」
□	□	１．きめ細かな施工がなされている。
□	□	２．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
□	□	３．機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
□	□	４．環境負荷低減への対策が優れている。
□	□	５．運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□	□	６．その他（理由：

□ 出来ばえが劣っている

上記に該当すれば・・・**d**

評価値（　　）％＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０％以上・・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０％以上～９０％未満・・・・**b**

評価値が８０％未満・・・・・・・・・・・**c**

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．全体的な仕上がり状態・機能を評価する。

※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態・形状・配置及び関連工事との調和・目的物としての機能などについて、観測・計測等により技術的な評価を行う。

別紙－３（16）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い	□ 他の事項に該当しない	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ（完成） ④解体工事	□	□	１．（工事記録から）近隣住民との調整や環境への配慮が十分なされている。
		□	□	２．（工事記録から）分別解体が手順良く的確に行われている。
		□	□	３．（工事記録から）解体物の積載方法や搬出時間・時期が適切である。
		□	□	４．周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。
		□	□	５．解体後の整地や現地保全が行き届いている。

※評価４項目以上・・・・・・a
評価３項目以上・・・・・・b
評価２項目以上・・・・・・c
評価１項目以下・・・・・・d

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

別紙－３（17）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□に**レ**マークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 全体的な完成度が優れている	□ 全体的な完成度が良好である	□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている

３．出来形及び出来ばえ

Ⅲ．出来ばえ（完成）

⑤電気通信設備工事

対象	評価	「評価対象項目」
□	□	1．きめ細かな施工がなされている。
□	□	2．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
□	□	3．機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
□	□	4．環境負荷低減への対策が優れている。
□	□	5．運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□	□	6．その他（理由：

□ 出来ばえが劣っている

上記に該当すれば・・・**d**

評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００

評価値が９０%以上・・・・・・・・・・・**a**

評価値が８０%以上～９０%未満・・・・**b**

評価値が８０%未満・・・・・・・・・・・**c**

※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。

※１．全体的な仕上がり状態・機能を評価する。

※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態・形状・配置及び関連工事との調和・目的物としての機能などについて、観測・計測等により技術的な評価を行う。

別紙－３（18）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事編）

「記入方法」：対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。　　（検 査 員）

考査項目	細別	a	b	c	d
		□ 全体的な完成度が優れている	□ 全体的な完成度が良好である	□ 全体的な完成度が適切である	□ 全体的な完成度が劣っている

考査項目	細別	対象	評価	「評価対象項目」	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ（完成）	□	□	１．きめ細かな施工がなされている。	□ 出来ばえが劣っている
		□	□	２．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	３．機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	上記に該当すれば・・・d
		□	□	４．環境負荷低減への対策が優れている。	
		□	□	５．運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
		□	□	６．その他（理由：	
	⑥施設機械設備工事			評価値（　　）%＝ 評価項目数（　　）／対象項目数（　　）×１００ 評価値が９０%以上・・・・・・・・・・・a 評価値が８０%以上～９０%未満・・・・b 評価値が８０%未満・・・・・・・・・・c **※対象項目数が２項目以下の場合はＣ評価とする。** ※１．全体的な仕上がり状態・機能を評価する。 ※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態・形状・配置及び関連工事との調和・目的物としての機能などについて、観測・計測等により技術的な評価を行う。	

「施工プロセス」のチェックリスト（建築・設備工事編）

1.工事名 ＿＿＿

			☐ 施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 （施工中、１回/月程度）			☐	☐	☐	
			☐ 元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。 （建設業法第２２条）　（施工時の当初、変更時）			☐	☐	☐	建設業法第２２条
１．施工体制	Ⅱ．配置技術者／現場代理人・監理・主任技術者	○工事実績情報	☐ 事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の１０日以内（祝日を除く）に登録機関に申請 登録されていることを証明する資料を、監督員に提出した。 （請負金額500万円以上が対象工事） （契約後、変更時、完成時）	☐	☐	☐	☐	☐	変更時の技術者は主任、監理技術者のみ。 現場代理人や前記以外の技術者は申請不要。 カルテの日付は登録機関の登録日で判定する。 受注・変更・完成時の登録は写しの提出をもって確認する 変更時と完成時の１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。
		○現場代理人	☐ 現場に常駐している。（約款第１２条） （施工中　１回/月程度）		☐	☐	☐		常駐の作業日報がある。 年休、他官庁打合せ等で現場にいなくても常駐とする。 変更した場合、適切に引き継いでいる。
			☐ 監督員への通知・報告・申し出等を書面で行っている。 （施工中適宜）		☐	☐	☐		口頭連絡でも、後日書面で整理している。
		○監理技術者 （主任技術者） の専任制等	☐ 技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）	☐					資格証を携行していることを確認する。
			☐ 配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 （着手前）	☐					
			☐ 工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。 （専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上） （約款第１２条第５項） （施工中　１回/月程度）		☐	☐	☐	☐	常駐の作業日報がある。 年休、他官庁打合せ等で現場にいなくても常駐をする。 変更した場合、適切に引き継いでいる。
			☐ 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （建設業法第２６条第３項）　（施工中、打合せ時）		☐	☐	☐		各下請業者に対しても指導的な役割を担っているか確認。
		○専門技術者の配置	☐ 専門技術者を専任し、配置している。（建設業法第２６条の２） （施工計画時、施工中適宜）		☐	☐	☐		
		○作業主任者の選任	☐ 作業主任者を選任し、配置している。（安全衛生法第１４条） （施工計画時、施工中適宜）		☐	☐	☐		
		○下請負者の把握	☐ 下請負者が工事指名参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 （施工中適宜）		☐	☐	☐		

2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	○設計図書の照査等	□ 約款第１８条第１項（１）～（４）に係わる設計書の照査を行っている。（着手前、施工中適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			□ 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工中適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		仕様書１．１．８、仕様書１．２．４
		○施工計画書	□ 施工（変更を含む）に先立ち、設計書等の内容を反映したものを提出した。（着手前・変更時）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		仕様書１．２．２ 施工計画書が概ね１ヶ月以内に提出されている。
			□ 記載内容と現場施工方法が一致している。（施工中適宜）			( ) □	( ) □	( ) □		
		○施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理	□ 建築材料、機材に関する資料の整備及び確認がなされている。（施工中適宜）			( ) □	( ) □	( ) □		仕様書１．３．６
			□ 日常の出来形・品質管理が適時、的確に行われている。（施工中適宜）			( ) □	( ) □	( ) □		施工計画書に記載されているかを確認する。
		○建設副産物及び建設廃棄物	□ 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。（廃棄物処理法）（施工中適宜）			( ) □	( ) □	( ) □		
			□ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工中適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		施工計画書に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。
	Ⅱ. 工程管理	○工程管理	□ 施工前に各種工程表を提出している。（着手前、施工中適宜）		( ) □	( ) □	( ) □	( ) □		
			□ 工程の把握に努め、必要に応じフォローアップを行っている。（施工中適宜）			( ) □	( ) □	( ) □	( ) □	変更に伴う工程表が速やかに提出されているか確認。
	Ⅲ. 安全対策	○安全活動	□ 安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ① 災害防止協議会等（施工中適宜） ② 店社パトロール（施工中 １回/月程度） ③ 安全教育・訓練等（施工中適宜） ④ 安全巡視・ＴＢＭ・ＫＹ等（施工中適宜） ⑤ 新規入場者教育（施工中適宜）			( ) □	( ) □	( ) □		
		○仮設備点検等	□ 仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ① 過積載防止対策（施工中適宜） ② 機械・車両等点検整備等（施工中 １回/月程度） ③ 重機操作時安全点検記録等（施工中適宜） ④ 山留め・仮締切時の点検及び管理記録（施工中適宜） ⑤ 足場・支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録（施工中適宜）			( ) □	( ) □	( ) □		

	Ⅳ. 対 外 関 係	○関係機関等	□ 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする ① 関係官署（施工中適宜） ② 近隣住民・入居官署等（施工中適宜） ③ 関連工事等（施工中適宜）	（　　） □	（　　） □	（　　） □	（　　） □		

別紙－６（1）

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（建築・設備工事編）

工　事　名		受注者名	

項　　目	評　価　内　容	備　　考
□ 工 事 特 性 施工条件等への対応	□ 建 物 規 模	□
	□ 建物固有の機能	□ 対象建物の耐震レベル □ 建物機能の特殊性　等
	□ 建物固有の施工技術	□ 建築材料、設備機材、工法について、提案 □ 工法、材料、設備システムの特殊性 □ 施工難度　等
	□ 厳しい自然・地盤条件	□ 湧水、地下水の影響 □ 軟弱地盤、支持地盤の影響 □ 雨・雪・風・気温等の影響　等
	□ 厳しい周辺環境等、社会条件	□ 地中埋設物等の作業障害物 □ 建物等の近接物 □ 周辺住民に対する騒音・振動 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁　等
	□ 現場での対応	□ 災害等での臨機の処置 □ 施工状況（条件）に対応した施工・工法　等
	□ そ の 他	□
□ 創 意 工 夫	□ 準備・後片付け関係	□
	□ 施 工 関 係	□ 施工に伴う器具、工具、装置類の工夫 □ 工場加工製品等による廃棄物の減少、リサイクルへの取り組み □ 施工方法の工夫 □ 施工環境の改善の工夫 □ 施工管理、品質向上等の工夫 □ 工期短縮等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する工夫 □ 保全への配慮による工夫
	□ 品 質 関 係	□ 検査・試験・記録に関する工夫　等
	□ 安 全 衛 生 関 係	□ 安全施設・仮設備の配慮 □ 安全衛生教育・安全パトロール等に関する工夫 □ 作業環境改善、地球環境への工夫 □ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
	□ 施 工 管 理 関 係	□ 出来形管理、施工計画書、写真記録等に関する工夫　等
	□ そ の 他	□
□ 社 会 性 等 地域への貢献等	□ 地域への貢献等	□ 災害時等に地域への救援活動等の協力 □ 環境保全、生物保護等の対策 □ 現場環境の地域への調和（景観への配慮等） □ 地域住民とのコミュニケーション（広報活動・見学会等） □ 地域イベント・ボランティア活動等への協力　等

1.該当する項目の□欄にレマークを記入する。

2.具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理する。

別紙－６ (2)

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（建築・設備工事編）

工　事　名			
項　　目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
（説　　明）			
（添 付 図）			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。